

その他、**特定化学物質（第2類物質）**を製造・取り扱う上で、必要とされる各種規定

〔労働安全衛生法施行令〕
〔特定化学物質障害予防規則〕
の規定による

✓ **安全衛生教育**



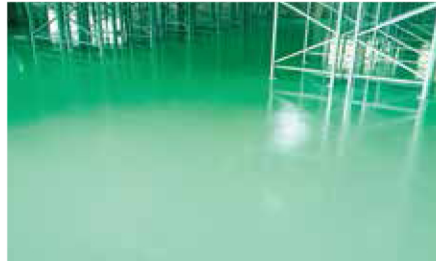
雇入れ事・作業内容変更時に、安全衛生教育が必要となります。

✓ **ぼろ等の処理**



第2類特定化学物質に汚染されたぼろ（ウェス等）・紙屑等については、ふた・栓をした不浸透性の容器に納める等の対処が必要です。

✓ **不浸透性の床**



第2類特定化学物質を取り扱う設備を設置する屋内作業場は、床を不浸透性の材質にする必要があります。

✓ **関係者以外の立入禁止措置**



作業場は関係者以外立入禁止にすると共に、その旨を見やすい箇所に表示しなければなりません。

✓ **運搬貯蔵事の容器等の使用等**



運搬・貯蔵時、化学物質が漏れ、こぼれる等のおそれがないよう、堅固な容器を使用するか、確実な包装をしなければなりません。

✓ **休憩室の設置**



作業場以外の場所に休憩室を設置し、入室前の作業衣服・靴の付着物の除去と、毎日1回以上の室内清掃が必要です。

✓ **洗浄設備の設置**



・洗眼、洗身またはうがいの設備
・更衣設備および洗濯の為の設備
これらの設置が必要となります。

✓ **喫煙 又は 飲食の禁止**



作業場での喫煙・飲食は禁止とし、またその旨を見やすい箇所に表示しなければなりません。

✓ **有効な呼吸用保護具の備え付け等**



必要な呼吸用保護具を作業場に備え付ける事が義務付けられます。

✓ **Point!!**

施行・運用開始直前は検査対応・注文が殺到し、各種施策への対応が間に合わない可能性があります。経過措置がある物においても、早めのご準備をお勧めします。また、現状は詳細な運用方法が未公表で、段階的に基準・規定が公表される事項もありますので、今後も厚生労働省からの情報をご確認願います。

■お問い合わせ先



法令改正!!

溶接ヒュームが

特定化学物質になりました!!
(第2類物質)

✓ **Point!!**

「溶接ヒューム」および「塩基性酸化マンガン」が、労働者に神経障害などの健康被害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、

■「労働安全衛生法施行令」の一部を改正する政令

■「特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則」の一部を改正する省令

■「作業環境評価基準等」の一部を改正する告示

これらが、令和2年4月22日に公布及び告示*されました。

これにより、金属アーク溶接等作業を行う際、様々な対応が義務付けられる事になります。

※

【関連政令・省令・告示】

・令和2年 政令第148号

・令和2年 厚生労働省令第89号

・令和2年 厚生労働省告示192号

【出典】厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/>

T200424K0010.pdf



**施行・運用開始までに
必要な準備を、今すぐ
チェック!!**

